

筑波大学ファカルティ・ディベロップメント活動の実施に関する要項

〔令和2年5月19日〕

教育担当副学長決定

改正 令和3年3月31日

（趣旨）

第1条 この要項は、教学マネジメント室規程（令和2年法人規程第13号）第2条及び第3条第5号の規定に基づき教学マネジメント室が行う全学的なファカルティ・ディベロップメントの企画及び実施並びに部局におけるファカルティ・ディベロップメント活動の支援（以下「全学FD」という。）並びに筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第28条の2第1項及び第2項並びに筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号）第31条の3第1項の規定に基づき学群、学類、総合学域群、学院、研究群、専攻及び学位プログラム（以下「教育組織等」という。）が実施する授業（大学院の教育組織にあっては「授業及び研究指導」）又は修学支援及び学生生活支援の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（以下「部局FD」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) FD活動 教員及び教育組織等の教育力向上を図るための研修及び研究の実施並びに教育改善を図るための組織的な職能開発に向けた支援の体制を整える活動をいう。
- (2) マクロレベルのFD活動 教育組織等のマネジメントその他教育組織等の教育力向上に関する全般的事項について、主として教育組織等の長を対象に実施するFD活動をいう。
- (3) ミドルレベルのFD活動 カリキュラムその他教育組織等の教育力向上に関する特定の事項について、主として教育組織等において当該事項を担当する教員を対象に実施するFD活動をいう。
- (4) ミクロレベルのFD活動 教授法その他授業又は研究指導の内容及び方法の改善に関する事項について、主として授業担当教員（研究指導の担当教員を含む。）を対象に実施するFD活動をいう。

（目的）

第3条 全学FD及び部局FDは、マクロレベル、ミドルレベル及びミクロレベルのFD

活動に分類される体系的かつ組織的なFD活動を推進し、もって本学の教育の発展及び学修の充実に資することを目的とする。

(実施体制)

第4条 全学FDは、教学マネジメント室規程第9条に規定する教学マネジメント室に置く教育力向上部門(以下「教育力向上部門」という。)が統括及び運営するものとし、主としてマクロレベル及びミドルレベルのFD活動を推進する。

2 部局FDは、教育組織等ごとに部局FDの推進に係る体制を定めて運営するものとし、主としてミドルレベル及びマイクロレベルのFD活動を推進する。

3 前項に定めるもののほか、学類、体育専門学群、芸術専門学群、総合学域群、専攻及び学位プログラム(次2項において「学位プログラム等」という。)は、それぞれ部局FD担当教員を置くものとする。

4 前項の部局FD担当教員は、当該学位プログラム等におけるFD活動の推進及び学内のFD活動に関する情報共有を行うとともに、教育力向上部門の部門長(次条において「部門長」という。)及び構成員と連携し、筑波大学のFD活動に関する業務を遂行する。

5 学位プログラム等が前2項の部局FD担当教員を選出又は変更したときは、教学マネジメント室の室長に報告するものとする。

(全学FD研修会)

第5条 部門長は、第3条の目的に資するFD活動であって、教育力向上部門その他の組織が実施する全学的な教育力向上の効果が期待される研修会を、全学FD研修会として認定することができる。

2 部門長は、全学FD研修会の認定及び実施の状況について、年度ごとに公表しなければならない。

(FD活動の検証と改善)

第6条 教育力向上部門は全学FDの状況を、教育組織等は部局FDの状況を、それぞれ定期的に検証するとともに、その結果を基にFD活動の改善を図るよう努めなければならない。

(FD活動情報の発信)

第7条 教育力向上部門及び教育組織等は、当該組織が実施するFD活動の情報について学内外に広く発信するよう努めなければならない。

(事務)

第8条 全学FDに関する事務は、関係する部課室の協力を得て、教育推進部教育機構

支援課において遂行する。

- 2 部局FDに関する事務は、関係する部課室の協力を得て、当該教育組織等の対応する事務組織において遂行する。

附 記

この要項は、令和2年5月19日から実施する。

附 記（令3.3.31）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。